



(論説) クリスチャンが裁判に訴える時とは

坂本兵部(日本基督教団 葦のかご教会牧師)

宗団法人「小牧者訓練会」(国際福音キリスト教団)の卞在昌(ビュン・ジェーチャン)主任牧師からセクハラ行為を受けたとして、被害を受けた女性4名がビュン牧師と教団(以下、「ビュン牧師ら」と略称)を訴えた民事裁判(セクハラ裁判)で、最高裁はビュン牧師らの上告を棄却する決定を下しました(2016年6月14日付)。これにより、ビュン牧師のセクハラ行為を認めてビュン牧師らに損害賠償を命じた東京地裁・第1審判決が確定しました。

この機会に、「クリスチャンは裁判に訴えてはいけない。主の僕を責めてはならない。無条件に全てを赦すべきだ」という、日本のキリスト教界に蔓延する間違った教えの問題点を指摘するとともに、ビュン牧師らに加担してきた人たちの説明責任を明らかにするために、本論説を寄稿します。なお、本論説は、クリスチャン新聞 2010年11月14日号に掲載された後、許可を得てニュースレターNo.2に転載したものに、今回、新たに加筆・修正したものです。

牧師の犯罪を覆い隠すことが信仰か? 「赦し」は真実な罪の告白に適用される:

「主のしもべの罪は主が自ら裁くのに」「どんな罪でも無条件で赦すのが福音なのに」「裁判など証しにならない。宣教の妨げだ」「油注がれた牧師に楯突くのは、御心ではない」— 牧師の犯罪を法廷で裁くことに対してそのような理由で反対する声は、ビュン牧師の関係する一連の事件(以下、ビュン事件と略称)が問題になる以前から、日本のキリスト教界に根深くありました。ビュン牧師本人も国際福音キリスト教会でそういう教えを唱えていたことを、かつてあの教会に身を置いていた私のような者たちは覚えています。しかし、そのような主張は聖書の曲解です。それどころか、それは牧師の不法行為の温床になり、その隠匿に加担するのだということを、キリスト教界はもう悟らなければなりません。

例えば、ビュン牧師側の証人として刑事裁判の法廷にも立った尾山令仁牧師の次のような発言は、この件に関するビュン牧師らの主張とそっくりです。このような言説は、自らのセクハラ行為を隠蔽しようとする牧師にとって実に好都合なものだということを、尾山牧師は考えたことがあるでしょうか。刑事裁判の法廷における彼の証言と併せて、彼の一連の言動は、ビュン牧師らを勇気づけ、セクハラ被害者たちを追い込むものでした。そのことについて、日本の福音主義教会の重鎮たる尾山令仁牧師には、沈黙せずに、今からでも釈明をする責任があると、私は考えます。

裁判の詳細については、「モルデカイの会」ホームページをご覧ください。→ <http://www.mordecai.jp/>

「最近、目につくことは、クリスチャンがお互いに裁き合っていることです。一つの教会の中においても見られますが、牧師や教会を攻撃することも起こっています。教会潰しの黒幕とも言うべき人物がいて、教会や牧師に不満を持つ分子にけしかけているのです。中には、この世の裁判に訴える者さえ現れる始末です。しかし、それらの背後に悪魔の巧妙な手があるのに気付かなければなりません。聖書は何と教えているでしょうか。もしも兄弟が罪を犯しているのを見たら、その人が悔い改めるように助けてあげることです。裁いたり、責めたりするのは、パリサイ派の人たちがしたことで、主イエスはそんなことはなさいませんでした。」(『羊群』2010年2月号の巻頭言「悪魔の手に乗るな」から引用)

尾山牧師が見逃している重要な真理があります。それは、聖徒の交わりにおける「赦し」とは、真実な罪の告白がなされる時にのみ適用されるものであって、決して「無条件で」享受できるものではないということです(ルカ 17:3、第一ヨハネ 1:7-10)。

罪を犯した者を、悔い改めと和解に導くのが、教会の本分であるのはもちろんです。しかし問題は、単独で悔い改めを迫っても、2-3人で迫っても、果ては教会として迫っても、頑として己の罪を認めず、事実と異なるストーリーを捏造して他者に責任転嫁するような悪人が、実在するということです。主イエスは、そのような悪人の発信する嘘に、御身体なる教会が引きずり回されることを(ましてその罪の隠蔽に加担することを)、明確に禁じておられます(マタイ 18:17)。この大事な点に目を塞いでしまうと、教会は、聖職者の性的不祥事にも適正に戒規を与えられない、中世カトリック教会さながらの「暗黒地帯」になります。被害者たちは「問題は自分にあった」という(加害者に刷り込まれた)嘘に呪縛され続け、苦しみを誰か外部の者に正直に訴えようものなら、裏切り者のレッテルを貼られ、サタン呼ばわりされて苦しむことにもなります。その二次、三次被害の深刻さは、想像を絶します。

「教会潰しの黒幕がいる」という予断:

「クリスチャン国際弁護士」を名乗る佐々木満男氏もまた、今回の事件に関してビュン牧師らに加担し続けているひとりです。彼の主張は、国際福音キリスト教会のホームページ上の「韓国マスコミの皆様へ」というコメントに端的に表れていますが(2014年7月28日付)、この中で特に見逃せないのは、彼がこのように述べている点です。

「…その背後には韓国キリスト教会の日本における福音宣教を妨げ、日本と韓国の関係を切り離そうとする霊的な力が働いているように思います…韓国のマスコミの皆様におかれましては、神の観点からすなわち霊的な観点からビュン牧師の事件を正しく考察していただきたいと願います。」

これは、上記の尾山令仁牧師の「教会潰しの黒幕とも言うべき人物がいて、教会や牧師に不満を持つ分子にけしかけているのです」という主張と、軌を一にしています。尾山牧師も佐々木弁護士も、恐らくは「神様



に用いられているビュン牧師を守ってあげなければならない」と考えつつ、自らは「神の視点すなわち霊的な視点」を、この事件に対して持っていると感じているのでしょう。だからこそ彼らは、この問題に関して時に常識を超越した言動をとって憚らないのだらうと思われます。

例えば、民事裁判が進行中の2011年8月に、佐々木弁護士は突然、原告ではない裁判当事者のひとりに対して、「ビュン牧師から依頼されて、和解のための話し合いをしたい」との申し入れをしてきました。双方の代理人弁護士を通さずに、別の弁護士が直接裁判当事者と接触することは、「代理人の承諾を得ないで直接相手方と交渉してはならない」という弁護士職務基本規程第52条に反することであり、極めて非常識なことです。しかも、佐々木弁護士の提案した「和解」とは、神様の御前での真の悔い改めを通しての聖書的な和解ではなく、双方が民事裁判を取り下げる、という意味での「和解」でした。その裁判当事者が佐々木弁護士からの申し入れを断ったため、和解のための話し合いは実現しませんでした。

しかし、それは尾山牧師が唱えるような意味で「悪魔の巧妙な手」が働き、そのために「和解」の話し合いが進まなかった、というようなことではないのです。問題は寧ろ、「和解」を声高に唱える彼らが、被害を訴える小さき者たちの声を、初めから聴こうとしない、という点にこそあります（それは、被害者に対する取材を全然しないまま、ビュン牧師に一方向的に肩入れして、被告教団擁護の論陣を未だに張り続けている韓国の複数のメディアにも、共通している問題です）。もしも原告の一人ひとりに向き合ってその声を真摯に聴くならば、彼女たちが、「ビュン牧師が真実に罪を認めて、真摯に謝罪してくれるなら、赦す」つもりでいることは、すぐに理解できるのです。被害者たちこそが聖書的な和解を心底から願っているのに、佐々木弁護士や尾山牧師は、それには敢えて目を塞いで、「福音宣教を妨げ、日本と韓国の関係を切り離そうとする霊的な力が働いている」、「教会潰しの黒幕とも言うべき人物がいる」という予断に立ち、ビュン牧師らの擁護役を果たし続けているのです。



勿論、無実の牧師が悪意の第三者に「罪を着せられる」可能性も、この時代には排除できません。事件の報に接した時に、その可能性を疑ってかかる必要は、当然あると思います。しかし、少なくとも、このような事件が顕在化した時、被害を真摯に訴える小さき者たち一人ひとりの声に向き合わない者に、「福音宣教」を語る資格はないでしょう。

佐々木弁護士は、前述のコメントの冒頭で、自らを「国際福音キリスト教会ビュン・ジェーチャン主任牧師の準強姦刑事事件およびクリスチャントゥーデイの名誉棄損民事裁判に間接的にかかわった者」「事件の全体の流れをよく知る者の一人」とであると、自負しつつ述べていますから、私は、そんな彼に問いたいと思います。佐々木弁護士は、ビュン事件の民事裁判の法廷を、原告たちが自分の被害を切実に訴える場面を含めて、一度でも直接傍聴しようとしたことはあったでしょうか？ビュン牧師らの主張の明らかな嘘を、幾つも喝破した民事裁判の第1審判決を読み、仔細に検討したのでしょうか？最高裁において、セクハラ裁判と名誉毀損裁判でビュン牧師らの敗訴が確定し、また、国家賠償請求裁判でもビュン牧師らの敗訴が確定している現時点で、この事件をどう見ているのでしょうか？佐々木弁護士は、これらのことについて沈黙せずに、自らの言葉で、公的に明瞭に語るべきではないでしょうか。それがキリスト教界に対する彼の説明責任だと私は考えます。

「戒規」の思想は重要な真理だ:

人間の心には、裁判や政治で扱える領域(社会的領域)と、それが扱えない領域(「魂の救い」に関する霊的領域)があります(マタイ 22:21 など)。教会は勿論、後者を担当する専門機関ですが、仮に刑法にも抵触する深刻な不法行為が教会内で発生して、しかも加害者が悔い改めないなら、教会はその悪人を排除せねばなりません(第一コリント 5:9-13)。そのような「戒規」のシステムが機能しているかどうかは、健全な教会と言えるかどうかの、重要な基準の一つである——これは、宗教改革者たちが生命を賭けて指し示してくれた、偉大な真理です。

「牧師の罪は信仰によって覆い隠せ。それがイエスの福音に従う道だ」(ビュン牧師講義録「祝福の原点 第7課」2008年10月22日、国際福音キリスト教会・アガペーつくばチャペルにて)などという教えは、世の法が神によって存在しているという聖書の真理に悖ります。教会は治外法権の場ではありません。牧師が世の法を犯せば、教会の「戒規」と共に、法の裁きも受けるのは当然です。それを否定するような群れは、端的に、教会の名に値しない反社会的団体であり、魂の救いに直結する霊的領域においても、神の国ならぬ「暗黒地帯」を作っているのです。

加害者への加担は神への敵対だ:

仮に今日、そのような「暗黒地帯」から決死的覚悟で脱出してきた者が窮状を訴えるのを、クリスチャンが聞いたなら、(真偽を確認した上で)他教会の牧師の力を借りてでも加害者に悔い改めを迫るべきです。それも効果がない場合には、世の法に訴えてでも、真実の光が介入すべく最善を尽くさねばなりません(ロマ 13:1)。「宣教の妨げになる」などという理由でそれを怠るのは、悪への加担であり、神の光への敵対です。

第一コリント 6:6-7 には、コリントの聖徒らが不信者の前で教会の兄弟を告訴することを、パウロが責めている箇所があり、これが「教会内の問題を裁判にすること」を非難する際によく引用されます。しかしそれは、本来教会内で解決できる問題を、外部の不信者たちに裁かせている不作為を叱責したものです(第一コリント 6:4)。ビュン事件の場合は、それとは異なります。それは、加害者であるビュン牧師が罪を認めないために教会内での解決が不可能になったものです。ビュン事件で法的救済を求めた民事裁判の原告たちは、私的な恨みを晴らすためではなく、このような事態が「教会」で二度と起きないために、何がこのような悲劇を「教会」にもたらしたのかを、公の場で明らかにし、それを日本の諸教会へのメッセージとしたいと願いつつ、裁判に訴えたのです。

第三者の想像を超える苦しみの中で、自発的にそのような選択をした彼らと共に歩もうとする者と、彼らに冷ややかな視線を浴びせることで結果的に巨悪の隠蔽に加担する者と、いったいどちらが神の国の証しになるのでしょうか。

(以上)